

講義録レポート

講義録コード 06-11-9-101-05

講 座	社会保険労務士	テーマ	受験経験者のための 戦略的学習法
目標年	2011年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☐ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ		
	☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	0 枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	3 枚	

配布教材	・ 受験経験者のための戦略的学習法 (3枚)
備考	

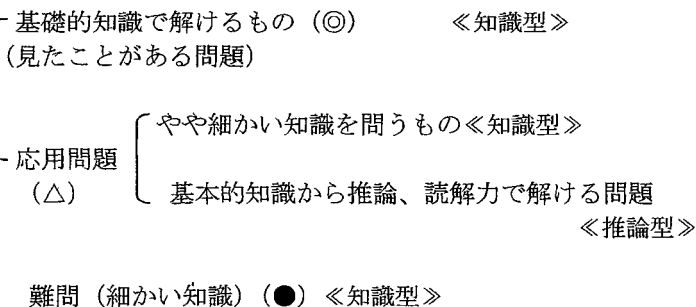
【受験経験者のための戦略的学習法】

～平成 22 年度本試験からみる傾向と対策～

1. 平成 22 年度本試験分析

(特徴) 選択、択一とも難易度はここ数年の本試験レベルとほぼ同水準であった。

選択は、厚年、国年の難易度が高く、択一は、労働常識の難易度が高かった。また、労基は選択、択一とも判例からの出題が目立った。なお、択一の社会保険科目で「解なし」「W 回答」が 4 問あった。



(平成 22 年問題分析)

(選択式) ◎	22 問	△	16 問	●	2 問
(択一式) ◎	37 問	△	20 問	●	11 問
	(54%)		(37%)		(9%)

2. 本試験対策のポイント

(1) 基本事項の定着→使える知識に高める (=問題処理能力の習得)

例題 (平成 22 年選択 厚生年金保険法)

1. 報酬比例部分のみの 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、年金額として 120 万円、総報酬月額相当額として 32 万円 (標準報酬月額 24 万円とその月以前 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額 8 万円の合算額) であるとき、その者に支給すべき年金額は、 A となる。

また、この者が、雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金を受給しているときは、年金額 A 円から月額 B 円が支給停止される。(この者の 60 歳到達時のみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額は 40 万円とする。)

なお、この場合、老齢厚生年金の受給権者は C 提出しなければならない。

(A、B の解答の根拠)

- A 基本月額 $120 \text{ 万円} \div 12 = 10 \text{ 万円}$
 支給停止月額 $(10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 = 7 \text{ 万円}$
 支給月額 $10 \text{ 万円} - 7 \text{ 万円} = 3 \text{ 万円}$
 B 標準報酬月額 (24 万円) < みなし賃金日額 $\times 30 \times 61/100$
 支給停止額 $24 \text{ 万円} \times 6/100 = 14.400 \text{ 円}$

(2) 過去問の徹底研究→重要事項の知識定着

例題（平成 22 年択一労災問 3）

療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者は、①労働者の氏名、生年月日及び住所、②事業の名称及び事業場の所在地、③負傷又は発病の年月日、④災害の原因及び発生状況、⑤傷病名及び療養の内容、⑥療養に要した費用の額、⑦療養の給付を受けなかった理由を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この記載事項のうち事業主の証明を受けなければならないものとして、正しいものはどれか。

- A ①～⑦
- B ②～⑦
- C ③～⑦
- D ③、④（正解肢）
- E ③、④、⑦

（参考過去問 平成 19 年問 4D）

療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないが、その場合に、負傷又は発病の年月日、傷病の発生状況等をはじめ、傷病名及び療養の内容並びに療養に要した費用（病院又は診療所の労働者が提供する看護及び訪問看護又は移送に要した費用を除く。）の内容について、医師その他の診療担当者の証明を受ける必要がある。（×正解肢）

(3) 推論により正解を導く力を養う

例題 1.（平成 22 年択一 労働基準法問 3）

- A 賞与を支給日に在籍している者に対してのみ支給する旨のいわゆる賞与支給日在籍要件を定めた就業規則の規定は無効であり、支給日の直前に退職した労働者に賞与を支給しないことは、賃金全額払いの原則を定めた労働基準法第 24 条第 1 項に違反するとするのが、最高裁判所の判例である。（×）
- D 労働基準法第 24 条第 1 項の賃金全額払いの原則は、労働者が退職に際して自ら賃金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、その意思表示の効力を否定する趣旨のものと解することができ、それが自由な意思に基づくものであることが明確であっても、賃金債権の放棄の意思表示は無効であるとするのが最高裁判所の判例である。（×）

例題 2.（平成 22 年択一 労働基準法問 4）

- A ビルの巡回監視等の業務に従事する労働者の実作業に従事していない仮眠時間についても、労働からの解放が保障されていない場合には労働基準法上の労働時間に当たるとするのが最高裁判所の判例である。（○）
- B 工場で就業する労働者が、使用者から、作業服及び保護具等の装着を義務付けられ、その装着を事業所内の所定の更衣所等において行うものとされ、また、始業の勤怠管理は更衣を済ませ始業時に準備体操をすべく所定の場所にいるか否かを基準として定められていた場合、その装着及び更衣所等から準備体操場までの移動は、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、労働基準法上の労働時間に当たるとするのが最高裁判所の判例である。（○）

3. 合格発表までの過ごし方

(1) 平成 22 年本試験における問題の解き方の検証

間違った問題(◎と△の問題)については、解答を導いたプロセスを検証し、間違った原因を把握する。

- (例) { ・ 推論方法の検証
・ 解き方の検証 (消去法 OR ピンポイント方式)

(2) 苦手科目の把握と克服

択一で 5 点以下の科目 (一般常識を除く) については、本試験問題で間違えた個所を中心に、当該科目の復習をしておく。

(3) 各法律の全体像を復習する

- (例) ・ テキストの通読、知識キープアップゼミの利用等